

小学校学習指導要領 (平成29年告示) におけるESDの理念の検討

— 小学校社会第5学年の食料生産単元を事例に —

中 澤 静 男 奈良教育大学教育連携講座

Examination of the Philosophy of ESD in the Government Guidelines for Teaching (2017):

The Case of the Food Production Unit of the Social studies of Fifth Grade Elementary
School

NAKAZAWA Shizuo

(Department of EDUCATIONAL COOPERATION Nara University of Education)

Abstract

The Government Guidelines for Teaching in 2017 has a preamble. It's says, that's important every child will be shoulder to make a sustainable society. In this article, I examined the degree of the ideology of ESD reflecting in new Government Guidelines for Teaching. So, I could account it was not much. Next, I examined about "Aggressiveness of Learning, Human nature", "Handling the contents" in Social Studies in elementary school. Because it has much the ideology of ESD in it. So I could account the 4th grade in Social Studies in elementary school expressed clearly the ideology of ESD.

キーワード：学習指導要領，
持続可能な開発のための教育，
持続可能な開発目標

Key Words: Government Guidelines for Teaching,
Education for Sustainable Development,
Sustainable Developmento Goals

1. はじめに

2017年3月に新しい学習指導要領が告示された。小学校では2020年度、中学校は2021年度より全面実施され、高等学校は2022年度より年次進行で実施される。学習指導要領は、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう文部科学省が定めている教育課程の規準であり、これをもとに教科書や時間割などがつくられている。学習指導要領が現在のように告示の形で定められたのは、1958年からで、それ以来、ほぼ10年ごとに改訂されてきた。

今回の学習指導要領では初めて前文がつけられた。前文に「一人一人の児童が、(中略)持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」と明記された他、総則においても「豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童」という文言が見られるように、学習指導要領(平成29年

告示・以下、新学習指導要領)にはESDの理念が反映されていると考えられる。実際に日本ユネスコ国内委員会教育小委員会は「今回の改訂で、持続可能な社会の担い手を創る教育であるESDが、新学習指導要領全体において基盤となる理念として組み込まれたものと理解しています。⁽¹⁾」と述べている。

ESDは、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題の解決につながる「価値観や行動の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動」である。「それらの問題が自分たちの生活とつながっていることを理解した上で、自分でできることをやってみる!⁽²⁾」と記述されている通り、「[「取組」だけで終わらず、持続可能な社会づくりに必要な価値観や能力・態度の習得など、学習者の「変容」をもたらす!⁽³⁾」学習・教育活動である。

本稿では、新学習指導要領に組み込まれたとされる

ESDの理念の具体を明らかにすることを目的としている。学習指導要領に基づいて教科書がつくられ、授業が展開されていくことを考えると、持続可能な社会の創り手を育てるためには、新学習指導要領にESDの理念が明示的に記載されていることが重要である。本稿ではどの程度明示的に記されているかを検討する。たとえ、明示的でない場合でも、前文や総則に記載されている通り、「持続可能な社会の創り手」を育てるためには、新学習指導要領に基づきつつ、ESDの理念を生かした授業実践を展開することが求められる。そこで、特に小学校社会第5学年の食料生産に関わる単元を取り上げ、ESDの理念を生かした授業展開について提案する。

2. 研究の枠組み

今回の改訂の基本方針の一つが「育成を目指す資質・能力の明確化」である。これに基づき、全ての教科等の目標及び内容を「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得、以下、知識及び技能）、「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、以下、思考力、判断力、表現力等）」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養、以下、学びに向かう力、人間性等）」の3つの柱で再整理されている。

上述した通り、ESDは価値観や行動の変容をもたらす学習・教育活動であることから、「生きる力」を構成する3つの柱の中の「学びに向かう力、人間性等」に着目する。まず小学校学習指導要領（平成29年告示）の全教科の目標における「学びに向かう力・人間性等」にESDの理念が明示的に示されているか否かを検討する。次に小学校社会の各学年の目標の「学びに向かう力、人間性等」を検討する。さらに、各学年の「内容の取扱い」について、現行の小学校学習指導要領との比較を通して、新学習指導要領においてESDの理念がどの程度明示的に示されているのかを検討する。また、新学習指導要領に明示的に示されていない場合でも、持続可能な社会の創り手を育成するためには、授業者は新学習指導要領に基づきながら、ESDの理念を生かした授業を展開することが求められると言える。そこで、ESDの理念が明示的に示されていない例として、小学校社会第5学年（2）食料生産の単元を取り上げ、ESDの理念を生かした授業を提案する。ESDは持続可能な開発目標（以下、SDGs）の全ての目標の達成に貢献する教育であり⁽⁴⁾、SDGsの第2目標である持続可能な農業を推進することは食料自給率が低い我が国にとって重要である。そこで、食料生産の中でも特に農業に焦点化し、世界農業遺産より抽出

された持続可能な農業システムや農業の多面的機能、地産地消などを手がかりに、ESDの理念を生かした授業の一例を提案する。

3. 新学習指導要領の目標とESDの理念

3.1. 各教科の目標の「学びに向かう力、人間性等」

新学習指導要領では、各教科の目標を3つの柱に整理して記述している。各教科の「学びに向かう力、人間性等」に関する目標を一覧表にしたのが、表1である。

表1 各教科の「学びに向かう力、人間性等」に関する目標

国語	言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。
社会	社会的な事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。
算数	数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとする態度、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。
理科	自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。
生活	身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。
音楽	音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。
図画工作	つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。
家庭	家庭生活を大切にすることを育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。
体育	運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。
外国語	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
特別の教科 道徳	第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

外国語活動	外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
総合的な学習の時間	探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。
特別活動	自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

※特別の教科道徳の目標は、3つの柱に整理されていないため、目標を記載した。

3.2. ESDで育てたい価値観の基礎

ESDは価値観や行動の変容をもたらす学習・教育活動であるが、ESDで育てたい価値観の基礎については2005年にユネスコが発表したESD国際実施計画案に次の4つが示されている。

- ・世界中のすべての人々の尊厳と人としての権利を尊重し、すべての人々のための社会的・経済的な公平さにコミットすること。
- ・将来の世代の人々の権利を尊重し、世代間の責任にコミットすること。
- ・地球のエコシステムの保護と回復を含む多様性に富んだより大きな生命の共同体に対する尊重と思いやり。
- ・文化的な多様性を尊重し、寛大で非暴力、平和な文化を地方においても地球レベルにおいても作ることにコミットすること。⁽⁵⁾

3.3. 各教科の目標の検討

各教科の「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標とESDで育てたい価値観の基礎との関係を検討したのが次の表2である。

表2 各教科の目標とESDで育てたい価値観の基礎

教科	目標の抜粋	ESDで育てたい価値観
社会	世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さ	人権・文化の尊重
理科	自然を愛する心情	生態系・自然環境の保全
家庭	家族や地域の人々との関わりを考え	人権・文化の尊重

外国語	外国語の背景にある文化に対する理解を深め	人権・文化の尊重
外国語活動	言語やその背景にある文化に対する理解を深め	人権・文化の尊重
特別活動	人間関係をよりよく形成する	人権・文化の尊重

(筆者作成)

2015年に国連持続可能な開発サミットが開催され、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。その前文に「もし我々がこのアジェンダのすべての範囲にわたり自らの野心を実現することができれば、すべての人々の生活は大いに改善され、我々の世界はより良いものへと変革されるであろう。」という記述がある。また、「よりよい社会」という言葉は、現行の小学校学習指導要領解説社会編の教科の目標の(3) 公民的資質の基礎において、「こうした公民的資質は、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を含むものであると考えられる。⁽⁶⁾」と述べられている。以上のことから「よりよい社会」は、「持続可能な社会」あるいは、2030アジェンダが実現された社会を意味するものと捉えることが可能であると考えられる。そのため、社会の「学びに向かう力、人間性等」の目標の「よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養う」、及び総合的な学習の時間の「積極的に社会に参画しようとする態度」の記述もESDで育てたい価値観の基礎と関係があるといえるだろう。

いずれにしろ、各教科の「学びに向かう力、人間性等」に関する目標とESDで育てたい価値観の基礎との関係は、社会と理科、家庭、外国語、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間以外では明示的であるとは言い難いことが明らかである。各教科の目標とESDで育てたい価値観の基礎との関係を見出すためには、授業者側にESDに関する知識の蓄積が必要になると思われる。

次に最も関係性が明示的である小学校社会の各学年の「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標について検討する。

4. 小学校社会の各学年の「学びに向かう力、人間性等」とESDで育てたい価値観の基礎

4.1. 新学習指導要領社会の各学年の「学びに向かう力、人間性等」の目標

新学習指導要領では各学年の目標も3つの柱で整理されており、社会の各学年の「学びに向かう力、人間性等」の目標は次の表3の通りである。

表3 小学校社会の各学年の「学びに向かう力、人間性等」に関する目標

学年	「学びに向かう力、人間性等」に関する目標
第3学年	社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養う。
第4学年	社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養う。
第5学年	社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、我が国の国土に対する愛情、我が国の産業の発展を願い我が国の将来を担う国民としての自覚を養う。
第6学年	社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、我が国の歴史や伝統を大切に国を愛する心情、我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養う。

どの学年の「学びに向かう力、人間性等」に関する目標にも「社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養う」の記述がある。上述した通り、「よりよい社会」を「持続可能な社会」と捉え、換言すると「持続可能な社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養う」こととなり、ESDの「それらの問題が自分たちの生活とつながっていることを理解した上で、自分でできることをやってみる！」に通底する目標であることが明らかである。

そこでさらに各学年の「内容の取扱い」に着目し、学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うことについての具体を検討する。

4.2. 各学年の「内容の取扱い」の検討

「内容の取扱い」に着目する理由は、同じ教材であっても取り扱い方によって、断片的な知識の習得に終わることもあれば、持続可能な社会の担い手としての行動の変容を促すこともあるからである。

例えば、小学校社会第6学年には我が国の歴史上の主な事象についての学習の一つに、(イ)大陸文化の摂取、大化の改新、大仏造営の様子を手掛かりに、天皇を中心とした政治が確立されたことを理解すること、がある。この学習では必ず東大寺大仏の造営が教材として取り上げられるのだが、752年に聖武天皇によって鎮護国家を目的に造られたといった表面的な学習に終始していたのでは、持続可能な社会の創り手の育成には寄与しないであろう。743年の大仏造願の詔に記載されている大仏造営に込められた願い「動植ことごとく榮えむことを欲す」に着目し、すべての動物、すべての植物が栄える世の中とはどのような世の中なのかを考えることが重要である。すべての動物すべての植物が栄える世の中とは、生態系や自然環境が保全された社会、平和で平等な社会といった解釈が成り立つ。そしてその願いは現代人の願いと共通するものであり、その願いを実現するために自分に何ができるかを考えることは、持続可能な社会の創り手の育成につながる学習となる。

そこで小学校学習指導要領の社会の各学年の「内容の取扱い」について、取り扱う対象をもとに2つに分類したものが表4である。

表4 「内容の取扱い」の2分類

A	B
「重点を置くよう配慮すること」「扱うこと」「取り上げるようにすること」「調べるようにすること」「工夫すること」「触れること」「選択して取り上げること」「児童の発達段階を考慮すること」「○○を通して学習できるよう配慮すること」「指導すること」	「調べるようにすること」「自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」「考えることができるよう配慮すること」「尊重する態度を養うよう配慮すること」「自分の考えをまとめることができるよう配慮すること」「気づくようにすること」「広い視野から捉えられるよう配慮すること」「歴史を学ぶ意味を考えるようにすること」「児童が選択して調べるよう配慮すること」「多角的に考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」

(筆者作成)

2つのカテゴリーに名前を付けるとすれば、Aは「教員の指導に関するもの」、Bは「子どもの学び方に関するもの」

るもの」となる。持続可能な社会の創り手の育成に向けた価値観と行動の変容を促すという点から、学習したことを社会生活に生かそうとする態度の育成が重要であり、子どもの学び方に関する「内容の取扱い」の中の「自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」がそれに合致するものである。

4.3. 「自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」に関して

持続可能な社会の創り手の育成につながる「自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」という「内容の取扱い」が示されているのは以下の表5の通りである。

表5 「自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」に関する内容の取扱い

学年	内容の取扱い
第3学年	(3) イ イの(ア)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。
第4学年	(1) エ イの(ア)については、節水や節電など自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。 (1) オ イの(イ)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。 (2) ウ イの(ア)については、地域で起こり得る災害を想定し、日頃から必要な備えをするなど、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。 (3) ウ イの(ア)については、地域の伝統や文化の保存や継承に関わって、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。
第5学年	(5) ウ イの(イ)及び(ウ)については、国土の環境保全について、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

※第6学年の「内容の取扱い」には、「自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」に関する記述はない。

5. ESDによる学習内容の新たな意味づけ

5.1. 教科教育におけるESD

総合的な学習の時間であれば、学習内容や学習方法を

学校が決めることができる。例えば学習テーマに校区の川の自然環境の保全を位置づけ、川の水質について生き物調査をおこなうことで現在の水質を把握したのち、30年前、60年前の川の水質に関して、川の利用方法や川での遊び、よく見られた生き物などについて、両親や祖父母などにインタビュー調査を行い、現在・30年前・60年前を比較することで、いつから川の汚染が進行したのか、その原因は何か、自然環境を取り戻すためにはどうすればよいのかを考え、行動化するといったESDを展開することができる。

一方、教科等においては、学習内容が学習指導要領で規定されており、学習指導要領に即してつくられた教科書を用いた学習が展開される。そのため小学校社会第4学年のように「自分たちにできることを考えたり、選択・判断したりできるように配慮すること」が「内容の取扱い」に明記されている場合は、価値観や行動の変容を促すESDの理念を反映した学習を展開できるが、それ以外では、授業者が教科の内容を踏まえつつ、ESDの理念を反映した「内容の取扱い」について考える必要が生じる。ESDの理念を反映した「内容の取扱い」を考案することは、社会の場合は全学年の「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標に「よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養う」と明記されており、学習指導要領の趣旨に即したものである。

そこでESDの理念を反映した「内容の取扱い」を考案する一例として、小学校社会第5学年の食料生産に関わる単元展開について提案したい。

5.2. 食料生産に関わる単元のESDの理念を反映させた展開

本単元に関わり、新学習指導要領に記載されている内容及び内容の取扱いは次の通りである。

- (2) 我が国の農業や水産業における食料生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
- (ア) 我が国の食料生産は、自然条件を生かして営まれていることや、国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることを理解すること。
- (イ) 食料生産に関わる人々は、生産性や品質を高めるよう努力したり輸送方法や販売方法を工夫したりして、良質な食料を消費地に届けるなど、食料生産を支えていることを理解すること。
- (ウ) 地図帳や地球儀、各種の資料で調べ、まとめること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 生産物の種類や分布、生産量の変化、輸入など外国との関わりなどに着目して、食料生産の概要を捉え、食料生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。

(イ) 生産の工程、人々の協力関係、技術の向上、輸送、価格や費用などに着目して、食料生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。

(内容の取扱い)

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(イ)及びイの(イ)については、食料生産の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、稲作のほか、野菜、果物、畜産物、水産物などの中から一つを取り上げること。

イ イの(ア)及び(イ)については、消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業などの発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。

以上の内容から知識及び技能に関する内容の(ア)及び思考力、判断力、表現力等に関する内容の(ア)は、我が国の農業や水産業などの食料生産システムについて学習することであり、知識及び技能に関する内容の(イ)及び思考力、判断力、表現力等に関する内容の(イ)は、食料生産に関わる人々の工夫や努力について学習することとなっていることがわかる。

食料生産システムと食料生産に関わる人々の工夫や努力について学習することは重要であるが、将来、食料生産に従事する児童以外は、「自分たちができることを考えたり選択・判断したり」することは難しい。「消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業などの発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。」という内容の取扱いについて、小学校学習指導要領(平成29年告示)解説社会編には、「学習したことを基に、生産性や品質を高める工夫を消費者や生産者の立場に立って多角的に考え、これからの農業や水産業における食料生産の発展に向けて自分の考えをまとめることができるよう指導することが大切である。」と述べ、農業法人化、温室栽培、高品質で付加価値のあるものの生産と海外輸出、畜産における飼料の工夫、水産業における最新の技術、水産資源の保護、6次産業化などを生産者の立場から取り上げるべき内容として記載している。この内容では、生産者側の方々が様々な工夫や苦勞をされて国民の食料を確保し消費地に届けていることについて自分の考えをまとめることはできても、自分にできることを考えたり選択・判断したりすることはできないであろう。また、消費者側の立場からは、

安全性の確保や環境への負荷の軽減などの意識が高まっていること、低価格のものだけでなく、高品質なものや希少性のあるものを求める傾向が見られることを取り上げることが考えられると述べられているが⁽⁷⁾、消費者の傾向を知ることはできても、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うには至らないであろう。

5.3. 持続可能な食料生産

先に紹介した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」には2030年までに達成を目指す17の目標と169のターゲットからなるSDGsが掲げられている。文部科学省は、ESDを持続可能な社会の担い手づくりを通じて、17全ての目標の達成に貢献するものと位置付けている。そこで、第5学年の食料生産に関わる学習も、SDGsと関連付けることで、ESDの理念を反映した学習となる。

SDGsの中の食料生産と関連する目標としては、目標2「飢餓に終止符を打ち、食料の安全確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。」がある。またターゲットとしては、2.4「2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。」がある。

このSDGsの目標2及びターゲット2.4に即して、学習指導要領の内容の取扱いに記述されている、生産者及び消費者の立場から取り上げるべき内容について、次の3点から検討する。1つ目に環境負荷の側面から、2つ目に持続可能な食料生産システムの側面から、3つ目が食料生産の基本的価値と消費者の果たす役割の側面についてである。

1つ目の環境負荷の側面から、生産者の工夫の1つとして新学習指導要領に取り上げられている温室等の設備により出荷時期を工夫していることを検討する。冬でもスーパーマーケットにはトマトやピーマン、キュウリが販売されている。産地表示を見ると熊本県や宮崎県など、暖かい地域で生産されたものであることがわかる。しかしいくら温暖な地域であっても、冬に露地でトマトなどの夏野菜を栽培することはできない。ビニールハウスなどの設備のもとで化石燃料を使用して温室内を温めて栽培している。また、クリスマスケーキにはイチゴがよく使用されている。しかし、イチゴの収穫時期は春である。春野菜であるイチゴを12月に収穫するために、イチゴ農家は苗をいったん冷蔵して冬を体験させ、その後化石燃料で保温したビニールハウス内で栽培している。

春になると日照時間が長くなるが、イチゴに春を感じさせるために、ビニールハウス内を電灯で明るくしている。温かさと電照による照明時間を調整することで、クリスマスにあわせたイチゴの出荷が可能になっているのである。これらは生産者の工夫であるが、環境負荷の側面から考えた場合、化石燃料の使用量の増加とそれに伴う二酸化炭素排出量の増加が懸念されるところであり、授業展開においては配慮が必要であろう。

2つ目の持続可能な食料生産システムについてである。世界農業遺産の比較を通して、持続可能な農業にとって重要な要素を研究した中澤ら（2019）は、水質と水量の保全が重要であることを指摘している⁽⁸⁾。現在の日本の農業生産は化学肥料と農薬の使用が前提となっている。ところが化学肥料を過剰に施肥すると、窒素成分によって地下水汚染を引き起こす。人口70万人の熊本市では飲料水の全量を地下水に依存しているため、水保全課が地下水の汚染状況を監視するとともに、地域の畜産農家より出された家畜の糞尿を引き受け、堆肥を生産する堆肥センターを建設している。つくった堆肥を農家に配布することで、化学肥料の使用量を減少させ、地下水汚染を防止するのがねらいである。また水保全課では、水量の保全を目的に水源地である阿蘇山で植林事業を展開している⁽⁹⁾。さらに、農薬使用量の減少の方策としては、宮城県の大崎耕土の取組がある。大崎耕土では、耕作地に張り巡らした水路と住居を囲むように植えられた「居久根（いぐね）」によって生物多様性を豊かにし、天敵を用いた害虫駆除を優先することで農薬使用量の減少に取り組んでいる⁽¹⁰⁾。このような減農薬、減化学肥料の取組はさまざまな地域で行われていると思われる。持続可能な農業システムについて、このような取組を生産者側の工夫や努力として学ぶことで、自らの地域における農業生産についての課題を発見したり、地域独自の農業システムを探求したりできると考える。

3つ目の食料生産の基本的価値と消費者の果たす役割についてである。食料生産は国民の食料を確保するという重要な役割を果たしているが、食料生産の中の農業について考えた場合、それ以外の役割として、農業政策等を研究する生源寺（2010）は、農業の多面的機能として①水田による地下水涵養機能、洪水防止機能、棚田の景観等の文化的サービス、②二酸化炭素を吸収し、酸素を供給する作用、③生物多様性を保護する機能、④伝統行事（文化）の保護・継承機能、⑤農村コミュニティの維持機能の5つをあげている⁽¹⁰⁾。農家は自らの経済活動として食料生産を行っているのであるが、経済活動を通して防災・減災や温暖化防止、生物多様性の保護など、国民の生活の安全や自然環境の保全に大きな役割を果たしている。これまで日本では工業生産を重視し、工業によって獲得した資金で海外の安い農産物を購入するとい

う傾向が見られた。1960年に80%ほどであった食料自給率（カロリーベース）は、現在約39%と半減している。経済的には安い農産物を輸入することが合理的であるが、国民生活の安全や自然環境の保全といった面ではマイナスである。農林水産省によると我が国の農家戸数は、1950年をピークに減少を続けており⁽¹¹⁾、農業従事者の平均年齢は66.6歳と高齢化している⁽¹²⁾。「内容の取扱い」にある「これからの農業などの発展」を考えた場合、消費者の意識を変革し、国内生産物を購入することが食料生産を支えることになる、という発想が求められる。小学校学習指導要領（平成29年告示）解説社会編には、消費者側の立場からは、安全性の確保や環境への負荷の軽減などの意識が高まっていること、低価格のものだけでなく、高品質なものや希少性のあるものを求める傾向が見られることを取り上げることが考えられると述べられているが、それらは消費者側の利己的な都合であって、日本の農業を支える意識は見当たらない。国内産の生産物を購入することは、国内の食料生産者を支援することになる。特に地産地消のように地域で生産されたものを購入することは地域の生産者の経済的安定、農業の振興による地域の自然環境や景観の保持、農業・流通・販売など新たな雇用の創出と若者の定住によるコミュニティ存続と伝統文化などの継承など、地域の活性化につながるなど、波及効果が大きい。

以上のように、生産者及び消費者の立場から取り上げるべき内容についての学習を行った後に、消費者である自分たちにできることを考えたり選択・判断したりする学習を行うことが、「それらの問題が自分たちの生活とつながっていることを理解した上で、自分でできることをやってみる!」、「持続可能な社会づくりに必要な価値観や能力・態度の習得など、学習者の「変容」をもたらす!」学習・教育活動となり、ESDの理念を反映した学習と言える。

6. おわりに

本稿では、「持続可能な社会の創り手」という言葉が前文に明記された新学習指導要領が、ESDの理念を基盤としていることを確認したうえで、まず、各教科の目標にESDで育てたい価値観の基礎がどの程度反映されているのかを検討した。その結果、社会や理科、家庭、外国語、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間以外は、ESDで育てたい価値観の基礎との関連は明示的でないことが明らかになり、各教科の目標とESDで育てたい価値観の基礎との関係を見出し、ESDの理念を生かした学習を展開するためには、授業者側にESDに関する知識の蓄積が必要なることを指摘した。

次に、小学校社会に焦点を絞り、各学年の「学びに向

かう力、人間性等」に関する目標を検討したところ、どの学年にも「よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養う」との記述があることがわかり、現行の小学校学習指導要領解説社会編の教科の目標の(3) 公民的資質の基礎の説明やSDGsの前文の記述より「よりよい社会」を「持続可能な社会」と捉えることで、小学校社会の目標がESDの理念を反映したものとなっていると考えられた。

さらに、同じ教材であっても取り扱い方によって持続可能な社会の担い手としての行動の変容を促すことから、各学年の「内容の取扱い」を吟味したところ、第4学年の「内容の取扱い」には、「自分たちにできることを考えたり、選択・判断したりできるように配慮すること」の記述が多く見られた。現行の学習指導要領には全くないことと比べると、新学習指導要領の社会の内容の取扱いには、その記述が6カ所あることは、ESDの理念が反映された結果であると評価した。

続いて、学習指導要領で規定された内容を踏まえつつ、ESDの理念を反映させた学習活動を展開するためには、「内容の取扱い」を考案する必要がある。そこで一例として第5学年の食料生産の学習内容について持続可能な食料生産の側面から検討を加え、消費者の役割を学ぶことで、「自分たちにできることを考えたり、選択・判断したり」することが可能となり、「持続可能な社会づくりに必要な価値観や能力・態度の習得など、学習者の「変容」をもたらす！」学習・教育活動となり得ることを示すことができた。

確かに新学習指導要領にはESDの理念を反映したと思われるところがあるが、まだ一部にすぎない。新学習指導要領に即しつつ、持続可能な社会の創り手を育成するというESDの理念を反映させた学習・教育活動を展開するためには、授業者のESDやSDGsに関する知識とそれ

を生かした学習展開を構想する単元デザイン力が求められる。2020年度からは全国の小学校で、2021年度には中学校で新学習指導要領が全面実施され、2022年度からは高等学校においても年次進行で実施される。現職教員の方々と教員を志望する学生の方々が、全国各地で実施されているESDやSDGsに関する研修会に自主的に参加し、知見を広げられることに期待したい。

註

- (1) 日本ユネスコ国内委員会教育小委員会「今日よりいいアースへの学び」(『持続可能な開発のための教育』、文部科学省、2018年11月改訂、p.46)
- (2) 前掲書、p.5
- (3) 前掲書、p.5
- (4) 前掲書p.12
- (5) ユネスコ、『国連持続可能な開発のための教育の10年』、2005年1月、p.19
- (6) 文部科学省『小学校学習指導要領解説社会編』、2008年、p.12
- (7) 文部科学省『小学校学習指導要領解説社会編』、2017年、pp.81-82
- (8) 中澤静男、『世界農業遺産のESD教材開発を通じたESDの視点に関する研究報告書』、2019年、p.149
- (9) 熊本市『第3次熊本市硝酸性窒素削減計画』、2015年、pp.1-3、28-38、44-46
- (10) 大崎市H P「世界農業遺産「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」<<https://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/37,12354.html>> (2019年5月6日閲覧)
- (11) 生源寺眞一、『農業がわかると、社会のしくみが見えてくる』、家の光協会、2010年、pp164-169
- (12) 農林水産省H P「(2) 農業従事者、新規就農者の動向」<http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h18_h/trend/1/t1_2_1_02.html> (2019年5月6日閲覧)
- (13) 農林水産省H P「農業労働力に関する統計」<<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/08.html>> (2019年5月6日閲覧)